

四国中央市燃油価格高騰対策
一般貨物自動車運送事業者支援金
申請要領

令和7年4月2日

第2版

四国中央市 産業支援課

1 事業の目的

燃油及び資機材価格の高騰による経費の増加のほか、物流の2024年問題の影響を受け、事業運営に支障が生じている一般貨物自動車運送事業者に対して、保有する車両の台数に応じて予算の範囲内で支援金を支給することにより、当該事業者を支援し、もって地域経済の維持に寄与することを目的とします。

2 支給対象者

◎令和7年1月1日時点で市内において本店、支店、営業所又は事業所の営業を開始していた一般貨物自動車運送事業を営む者（霊柩事業は除く。）

◎市税等の滞納（猶予を除く。）がない者

◎四国中央市暴力団排除条例（平成23年四国中央市条例第30号）第2条第3号に規定する暴力団員等又はこれらと密接な関係を有する者でないもの

◎支援金の支給を受けた後も市内において事業を継続する意思がある者

3 支給対象車両

市内の営業所に配置登録された下記要件を満たす車両で、令和7年1月1日（基準日）時点で自動車検査証が有効期間内にあり、かつ支給対象者が所有権又は使用权を有する車両（被けん引自動車は除く。）

対象車両	事業用自動車（緑ナンバーのみ） ※自動車検査証の「自家用・事業用の別」欄に「事業用」の記載があるもの。
------	--

※基準日に車検切れの車両（自動車検査証の有効期間の満了する日が令和6年12月31日以前の車両）及び登録されていない車両（自動車検査証の登録年月日が令和7年1月2日以降の車両）は支給対象車両とはなりません。

4 支給額

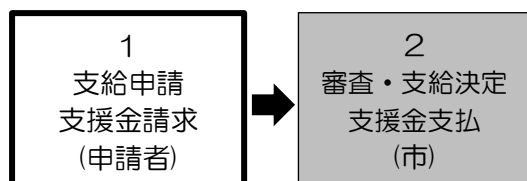
- ・普通自動車 30,000円/台
- ・小型自動車 20,000円/台

※車両区分は、道路運送車両法の規定によります。

※自動車検査証の「自動車の種別」欄をご確認ください。

※被けん引自動車（トレーラー）は、対象車両ではありません。

5 申請手続



※太枠の箇所が、申請者が行う手続となります。

※同一事業者が市内に複数の営業所を置く場合は、まとめて申請（請求）してください。
ただし、「【提出書類】②支給対象車両一覧 ※指定様式」については、営業所ごとに作成いただきますようお願いします。

1 支給申請（支援金請求）

【申請期間】

令和7年4月1日から令和7年6月30日まで（当日消印有効）

※申請額が予算額に達した時点で受付を締め切ります。

※申請は1事業者1回に限ります。

【提出書類】

- ①支援金支給申請書（様式第1号）
- ②支給対象車両一覧 ※指定様式
- ③誓約書
- ④一般貨物自動車運送事業の許可書（認可書）の写し
- ⑤一般貨物自動車運送事業許可申請書又は直近の事業計画変更届の写し

※下記のア～オが確認できる部分をご提出ください。

ア 事業者の氏名又は名称

イ 事業種別

ウ 営業所の名称及び位置

エ 令和7年1月1日時点での事業用自動車の届出車両数

オ 令和7年1月1日時点での運輸開始状況

〔※④・⑤の書類が提出できない場合は、3ページ[]内の手順を参照し、代替書類の提出をお願いします。〕

- ⑥全ての対象車両の自動車検査証（車検証）の写し

令和7年1月1日時点で、支給対象者が所有権又は使用权を有することが確認できるものをご提出ください。なお、基準日以降に車検を受けた対象車両については、申請日時点で有効期間内にある車検証を提出してください。

※自動車検査証が A6サイズ相当の場合は、自動車検査証と自動車検査証記録事項の両方をご提出ください。

自動車検査証が A4サイズの場合は、自動車検査証のみご提出ください。

⑦市税の納付状況等確認同意書

⑧本人確認書類

法人の場合

- ・現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書（商業・法人登記）
法務局で交付請求をしてください。（有料）

個人事業主の場合

- ・本人確認書類（住民票、マイナンバーカード等）の写し

⑨支援金支給請求書（様式第4号）

⑩振込口座の通帳等の写し（申請者と同一名義であること）

表紙を開いた見開きのページをコピーし提出してください。

⑪チェックリスト

提出前にチェックリストで提出書類に漏れがないか確認をしてください。

当該申請に係る担当者の氏名及び連絡先（日中に連絡がつく電話番号）の記入をお願いします。

※「④一般貨物自動車運送事業の許可書（認可書）の写し 及び ⑤一般貨物自動車運送事業許可申請書 又は 直近の事業計画変更届の写し」が提出できない場合

市指定様式の「貨物自動車運送事業証明願」に四国運輸局愛媛運輸支局長が証明することで、「【提出書類】④及び⑤」に替えることができます。

なお、市内に複数の営業所がある場合は、営業所ごとに証明願を作成し、四国運輸局愛媛運輸支局長の証明が必要となります。

証明取得に関する手順については、下記を参照してください。

【証明取得手順】

- ①「貨物自動車運送事業証明願」を市ホームページからダウンロードし、必要事項を記入してください。記載事項に不明な点があれば、下記の四国運輸局愛媛運輸支局（輸送・監査部門）にお問合せください。
- ②必要事項を全て記入した「貨物自動車運送事業証明願」と「切手を貼った返信用封筒（返信先を明記すること）」を同封し、四国運輸局愛媛運輸支局（輸送・監査部門）まで郵送してください。証明取得に係る手数料は無料です。
- ③記入している内容に相違がなければ、「貨物自動車運送事業証明願」に四国運輸局愛媛運輸支局長印が押され返送されます。
- ④四国運輸局愛媛運輸支局より返送された「貨物自動車運送事業証明願」の原本を申請書に添付してください。

※四国運輸局愛媛運輸支局の業務の都合上、証明までに時間を要する場合がございますので、期日に余裕を持ってお手続きいただきますようお願いいたします。

【提出先・お問合せ先】

〒791-1113 松山市森松町1070番地
四国運輸局愛媛運輸支局 輸送・監査部門 宛
電話：089-956-1563

【提出方法】

最終ページに記載している提出先まで、郵送又はご持参ください。

2 審査・支給決定

申請書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、支援金を支給すべきと認められた場合は、市から申請者に支援金支給決定通知書を郵送します。なお、提出いただいた申請書類に不足等がある場合は、書類の修正や追加提出をお願いする場合がありますのでご了承ください。

3 支援金支払

支援金支給決定通知書の送付後、およそ2～3週間後に指定口座へ支援金を振込みます。

6 その他

【申請・請求に当たっての注意事項】

- 各種様式における押印廃止に伴い、押印を不要としていますので、申請書及び請求書の押印は省略できます。
- 消せるボールペン、修正液等の使用は再提出をお願いすることになりますので、使用しないでください。
- 提出書類については、A4サイズでご提出いただきますようお願いします。
- 様式については、市ホームページからダウンロードが可能です。
市ホームページのトップページにある『記事 ID 検索』欄に、記事 ID 「47574」をご入力いただきますと該当ページを開くことができますので、ご活用ください。

7 改訂履歴

版数	発行日	改訂内容
第1版	令和7年4月1日	初版発行
第2版	令和7年4月2日	【提出書類】⑥全ての対象車両の自動車検査証（車検証）の写しについての追記

【提出先・お問合せ先】

〒799-0497 四国中央市三島宮川4丁目6番55号

四国中央市 経済部 産業支援課 商工労政係

TEL : 0896-28-6186 FAX : 0896-28-6242

E-mail : sangyoushien@city.shikokuchuo.ehime.jp